

## パブリック・コメント 市民意見と市の考え方

### 1 総論 他に5人の方から、条例化に賛成のご意見をいただきました。

市民意見	市の考え方
目的について、大変結構なことと思いますが、火災予防も含めてよいと思います。	火のついたたばこをそのまま捨てることは、火災の危険につながることであり、大変危険な行為です。 そのような安全面も含め「安全で快適な生活環境を確保」に向け、総合的に推進してまいります。
犬のふんやたばこの吸い殻等のポイ捨て禁止行為に対する条例化に賛成します。	
一人ひとりのマナー・モラルの問題を、条例まで作って規制しなければならないのは残念ですが、実害が深刻であれば、罰則付きの条例での規制もいたしかたないという気もします。	

### 2 ポイ捨て

市民意見	市の考え方
たばこの吸い殻や空き箱、空き缶、お菓子の包装紙などポイ捨てにより、町の美化が損なわれています。 防犯パトロールの際に、ごみを拾っていますが、拾っても拾ってもゴミが減りません。	本条例では、ポイ捨て行為は市内全域で禁止行為といたしました。 また、環境美化推進重点地区を指定し、市内全域へ街をきれいにする意識を発信していくとともに、市民の皆様のご協力をいただきながら、環境美化を推進してまいります。
たばこの吸い殻は、自宅前の車道や歩道へ毎日のようにポイ捨てがあります。 犬の散歩をしていると、吸い殻のみならず、犬のふん、空き缶、買い物袋へ入れたごみ、たばこの空き箱等、毎日のようにあり、目を覆うばかりです。 是非1日も早い規制強化を願います。	

### 3 犬のふん

市民意見	市の考え方
私の家の前は散歩コースになっているらしく1日何十匹も通ります。糞を道路にそのままにしておく飼い主も見られます。 何より尿の処理がひどいです。道路はしみだらけ、人の玄関先、花壇脇などお構いなしにしています。晴れが続いた日曜の夕方には数多くの排尿跡があるかと思えます。 条例化するのであれば糞だけでなく「糞尿」としていただきたいと思えます。	犬の排尿の多くは、本能ともいえるマーキング行為ですので、これを止めさせることは中々難しいようです。 ご意見にあります、持参水等による洗浄につきましては、今後研究してまいりたいと思えます。
ふんのみではなく、鉄筋等に腐食による深刻な実害やにおいによる連鎖被害がある小便、マーキング行為の禁止及び持参水による洗浄等の意識啓発活動も同時に行ってほしいと思えます。	

表通りに面した家にお住まいで、同じところにふんを残される方などは、本当に怒っておられると思います。  
また、朝ウォーキングしていて、路上に放置されたふんがあり、思わず踏みそうになると、せっかくのすがすがしい気分が台無しになり、本当に腹立たしくなります。夜だと、よく見えなくてうっかり踏んでしまうと、汚いだけでなく、それで滑って転んだりすると大変危険です。  
ふんを放置する飼い主は常習犯の可能性が高いので、条例化によって違反者を厳しく取り締まっていたら、クリーンな路上を復活してほしいと考えます。

私道を勝手に犬を連れて散歩し、庭先にたびたびふんをされ、そのたびに始末してきましたが、飼い主のマナーは大変悪いです。他の町での生活の経験もありますが、青梅市は特に悪いように思います。その気になればいくらでも改善できると思います。

ふんの放置についても過料を科すようにしてほしい。罰則のない条例等はないのと同じです。

以下の制度を考えました。参考にして下さい。  
・犬のふんを放置した場合、罰金を徴収する。  
・1回目の罰金は少額だが、2回目は2倍、3回目は4倍、というように1回増えるごとに2倍とする。  
・人に見られていないからと放置することを防ぐため、ふんのDNA等を調べた上で「DNAがの犬の飼い主」ということで略式起訴する。  
・累積罰金が一定額以上になったものは広報等で公示し警告する。

ポイ捨て、飼い犬のふんの放置に関する規制に賛成です。特に、住宅地に限らず、農地周辺への規制をお願いします。  
私の住む周辺の農地はごみの捨て場、ペットのふんの処分場所として扱われています。  
犬を連れ畑に向かって、済ませても、何も持ち帰りません。  
また、手にスコップを持っているだけの方も多くなります。ふんをその場に埋めるのです。  
また、年齢に関係なく、収穫間際の野菜が道路近くに作られていても気にしてもらえず、その野菜に犬が小便をかけていきます。  
もはや今の人にモラルの継承を期待することはできないと思います。  
次の世代がおかしくなる前に、たとえ規制という手段であっても、今回の条例は必ず必要なものだと思います。

本条例では、犬のふんの放置は、市内全域で禁止行為としました。  
犬の飼い主には、ふんを持ち帰る容器を携帯するよう努めるとともに、ふんを持ち帰らなければならないとしました。  
まずは市民自らの手で、街の美化が守られていくように、条例の趣旨の浸透に努めてまいります。

犬のふんの放置は、町の美観を損ねるばかりでなく、衛生的にもよくありません。  
特に農作物等の生産にたずさわの方々にとっては深刻な問題と思います。  
こういった心無い行為がなくなるよう、広報やホームページ等を通じ、条例の趣旨の浸透に努めてまいります。

#### 4 路上喫煙

市民意見	市の考え方
<p>路上喫煙については、歩きながらの喫煙者からの継続的な煙により、長時間不快な空気にさらされ、大変困っています。</p> <p>特に朝の通勤時間は、殆どの人が駅に向かって歩いているため、前方に喫煙者がいると、駅に到着するまでずっと煙を吸い続けることとなります。路上での歩きタバコは全面禁煙していただきたいと考えます。（周囲に迷惑にならないように、などという曖昧な表現では、自分勝手に解釈する喫煙者が増えるだけで効果が無いと思うので、是非とも「全面禁煙」を希望します。）</p>	<p>煙の拡散や火傷などの危険性の高さから、歩きタバコに関しては、市内全域で禁止としました。</p> <p>なお、喫煙者の喫煙する自由に対しても一定の配慮が必要と考え、立ち止まっての喫煙に関して、「周囲に配慮して」吸うこととしました。</p>
<p>青梅市内は全面禁煙とすべきです。</p> <p>周囲の者に迷惑と危険を及ぼさないで、路上喫煙することは、拡散という物理現象から鑑みて、不可能だからです。</p> <p>歩いていて、後ろから喫煙者が近づいてくると、疲れた体にむち打って追い越されないように速く歩かなければ、副流煙をもろに、しかも方角が同じ場合は延々と吸わされて、眩暈や吐き気を催します。</p> <p>前方に喫煙者がいる場合、同じ方向に行かなければならない場合も同様です。</p> <p>こうした煙草煙の性質にそくした実効性のある規制は、路上喫煙の禁止しかありません。</p>	
<p>私有地から漏れ出す煙草の煙も、拡散という現象に鑑みれば、当然規制（禁止）すべきです。</p>	<p>私有地内における喫煙行為を規制することは困難であるため、本条例では規制の対象から外しました。</p>
<p>公共の場所における喫煙を禁止することとすべきです。</p> <p>さらに対象を屋内に広げ、WHO煙草規制枠組条約第2回加盟国会議において日本を含めた全会一致で採択された、屋内の禁煙要件を市としても履行すべきです。</p>	<p>屋内に関しては、健康増進法に基づき、施設管理者の管理範囲になりますので、本条例では規制の対象から外しました。</p>
<p>主要駅等、バス・タクシーターミナル内でタクシー運転手がかたまって喫煙している光景をよく目にします。</p> <p>条例施行後、駅前に喫煙スペースが出来たとして、制服を着ていてよく目立つタクシー運転手の喫煙風景が喫煙を誘発するような存在にならないでしょうか？</p> <p>また、受動喫煙等を考えれば少しでも喫煙スペースでの喫煙者は減ってほしいと思います。</p> <p>そのために、駅前で営業するタクシー会社に運転手の駅前で屋外喫煙を自主的に、あるいは社内規定でやめてもらえるよう協力を呼びかけて欲しいと思います。</p>	<p>ご意見のような協力要請は、今後研究してまいりたいと思います。</p>

<p>喫煙も小さい子どもを持つ親としては気になります。 歩きタバコは子どもの目の高さで非常に危険です。喫煙所の設置での対応などいかがでしょうか。</p>	<p>本条例では、歩きタバコは市内全域で禁止としました。 また、無秩序な喫煙行為を防止する観点から、ご意見のような喫煙所の設置も検討してまいりたいと思います。</p>
--	---

## 5 環境美化推進重点地区

市民意見	市の考え方
<p>駅周辺は青梅の玄関であり、美化重点地区指定は必要と思えますが、青梅市住民の意識を高めるためには駅周辺に限らず地域指定する事が大事だと思います。</p>	<p>多くの市民が利用する、駅周辺を指定地区とすることが、最も効果的と考えました。当面は駅周辺を環境美化推進重点地区として指定し、市内全域へ街をきれいにする意識を発信していくとともに、市民の皆様のご協力をいただきながら、環境美化を推進してまいります。</p>
<p>ふん害で非常に困っています。美化重点地区として市街地区内の畠周辺も指定してほしいと思います。</p>	
<p>美化重点地区、禁煙地区は、主要駅周辺を念頭に検討しているとのことですが、観光資源としての建物、施設、空間があるエリアは、取り締まれないということで大丈夫なのでしょうか。</p>	
<p>従前と比べ、最近の市内の路上往来する通行人口は、用務・観光等のため、JR駅・バス停の基点のほか、市内住居各戸とあわせ、スーパー・事業所等又は主要道路附近駐車場と多様化のように見えます。以上から標識の設置については、地区の検討設定によって市内全域に及ぶ環境美化の浸透推進に大きい役割が期待されます。</p>	<p>環境美化を推進し、青梅市がさらに美しい街になるよう、地区の選定、標識等による周知方法など、わかりやすい形で行うよう検討してまいります。</p>
<p>重点地区は取り締まりを強化するために設け、全市内で規制すべきです。</p>	<p>ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置については、全市内で禁止としました。 環境美化推進重点地区は、条例の趣旨の周知と啓発を行い、重点的に美化に努める地域として指定いたします。</p>

## 6 路上喫煙禁止地区

市民意見	市の考え方
<p>喫煙可能場所の制限について賛成です。 灰皿があると、火のついたまま投げ入れる者がおり、他の吸い殻に燃え移って煙ることで副流煙以上に迷惑となります。 喫煙を許可するとしても、「指定の場所で持参した灰皿に吸い殻を入れる」ことを条件としてほしいと思います。</p>	<p>喫煙可能な場所を設置することは、喫煙者に対する一定の配慮であるとともに、吸殻のポイ捨て防止や、歩行喫煙禁止対策のためにも必要と考えます。 ご意見を参考に、煙が立ち上らないよう、水の入った灰皿を設置するなど、工夫してまいりたいと思います。</p>
<p>橋の上で喫煙している方がいますが、そのまま捨てると見苦しいばかりか、河川の汚染原因として無視できません。 橋の上や下水路の蓋付近を喫煙禁止場所としてほしいと思います。</p>	<p>多くの市民が利用する、駅周辺を指定地区とすることが、最も効果的と考えました。 まずはここを発信地に条例の趣旨の周知と啓発に努めます。</p>

<p>喫煙可能な場所の設置など必要ないし、そこから漏れ出る高濃度の煙を考えれば設置すべきではありません。</p> <p>ただし、禁煙地区における過料の金額を他地域より引き上げるのはよいと思います。</p>	<p>本条例は、喫煙者を一方的に排除するものではなく、喫煙者が守るべきルールを定めたものです。</p>
<p>区部において路上喫煙の危険性、分煙の必要性が言われるようになり、しだいに多摩地区でも条例化が進んでいる状況ですが、青梅市において人口の密集率、歩道を歩く人の流れは区部と同様でしょうか？私はそうは思いません。</p> <p>朝のラッシュ時に河辺駅、東青梅駅、青梅駅周辺などが一時的に混雑し接触率は高くなるものの、午前9時を過ぎれば人の流れもまばらになります。このような地域を24時間規制する必要があるのでしょうか。</p> <p>私はタバコは吸いませんが、そこまで取り締まる必要性はないのと思っています。</p> <p>過剰な規制は無駄な費用を作らせる原因となり賛成できません。</p>	<p>確かに区部と比較すれば、青梅市の人口密集度は高くないと言わざるを得ません。</p> <p>しかし、それにもかかわらず、路上喫煙による煙の被害に悩まされている方がいらっしゃることも事実です。</p> <p>区部と比較してということではなく、客観的に見て、青梅市でも条例化の必要な状況に至ったと考えております。</p> <p>ただし、ご意見にあります、費用対効果の面も考慮し、禁止地区内の巡回に際しては、ラッシュ時を重点的に行うなど、検討してまいりたいと思います。</p>

## 7 指導、勧告、命令

市民意見	市の考え方
<p>市長から任命を受けた権限のある者、警察などにもこれらを行わせるべきであり、妨害を受けた場合は公務執行妨害を適用できるようにすべきだと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

## 8 罰則

市民意見	市の考え方
<p>過料は「禁煙地区」での違反行為をし、命令に従わない場合に適用する考えのようですが、この場合に、命令する人が市長であるとすれば、その場で目撃した人からの通報によって、人物を特定し、後日、市長が命令ないし、過料を科すということになるとすれば、実効性に疑問が生じます。</p> <p>あるいは、常時、監視員を配置して対応するとしても、違反行為して通報される人、免れる人とばらつきがあると、公平性の問題も出てくるような気がします。</p> <p>ただ、過料罰のない条例では、ただの掛け声的なものになってしまうと思いますので、あとは、それをどうスキなく運用できるかということではないでしょうか。</p>	<p>まずは、禁煙地区内を巡回する（仮称）巡回員を配しまして、その巡回員に指導をしてもらいます。</p> <p>指導だけでなく、携帯用吸殻入れを配るなど、啓発を行いつつ協力を求めてまいります。</p> <p>喫煙マナーに限らず、ポイ捨てや飼い犬のふんの放置も、要は人と人の関係、周囲への配慮の有無が問題です。</p> <p>青梅市が、将来にわたって、真に環境の良い住みよい町になっていくためには、まずは一人ひとりの意識が重要と思います。</p> <p>今後も市民の皆様とともに、条例の趣旨の浸透と環境美化を推進してまいります。</p>
<p>過料の金額は、各地方公共団体の水準より大幅に高く設定し、最低でも10,000円とすべきです。</p> <p>逃げて、あとで判明した場合には10万円程度の重い過料を科せるべきだと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

<p>指導勧告、過料については、禁煙だけでなく、むしろペットのふんの放置のほうが環境美化、公衆衛生の観点から指導を強化する必要があると思います。</p>	<p>本条例では、犬のふんの放置は、市内全域で禁止行為としました。 犬の飼い主には、ふんを持ち帰る容器を携帯するよう努めるとともに、ふんを持ち帰らなければならないとしました。 まずは市民自らの手で、街の美化が守られていくように、条例の趣旨の浸透に努めてまいります。</p>
--	--

## 9 その他

市民意見	市の考え方
<p>市街地区での獣害、鳥の被害が増えています。その一因に餌付け行為に近い餌のばらまきがあります。 野生生物（鳥、野獣等）に餌を与えることも禁止してほしいと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>レジ袋等に入れたごみを車に轆かせ、散らばせて処分していると思われる例がありましたが、「各種の包装紙に共通する指紋」を検出して、略式起訴する等の処置を考えてもいいと思います。</p>	<p>ごみを散らばせる行為は確かに悪質であり、看過できない行為ではありますが、現在の社会情勢に鑑み、指紋を採取するほどの犯罪性は認めにくく、難しいと考えます。</p>
<p>ペットを飼う方の義務として、飼い犬の登録者に対し、ふんを始末するためのビニール袋(黄色などの目立つ色のもの)と青梅市の燃えるごみ袋をセットで購入する仕組みを作り、これを使用してもしなくても、この条例の費用捻出を図る。 持ち帰ったふんは指定のビニール袋に入れ、自宅から可燃ごみとして排出する。 ペットを飼っているうちの自宅からは、定期的にペットのふんが出されていることが、他人の目から見えれば、自然と放置もできなくなると考えます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>多摩川の河原等に遊びに来た人のマナーに問題があると思うので、次のようにしてはどうでしょうか。 ・「外来者専用ごみ袋」を有料で販売すると共に集積場所を指定する。 ・価格は、処理費用を十分に賄える額とする。 ・パトロールしつつ「外来者専用ごみ袋」を販売し、「自分で持ち帰るから不要」とする人については、特に厳重にマークし、放置して帰る場合は過料を求めるものとする。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>飼い犬のふんの処理について、大半の人は適正に処理しているが、一部の不心得な方の中には、注意すると逆に怒りだす方もいます。 注意する側に市から「監視員」等の形で明確な身分と、腕章や身分証明証を交付するといった委嘱制度について考慮してほしいと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

<p>責務について、「市民等」とは具体的にどの範囲かの明示はどのなのでしょう。</p>	<p>青梅市に居住および市内に滞在する方を対象としています。</p>
<p>どういうところで、どういうことをすると、罰せられるのか、見かけた人はどうしたらいいのか、など、条例ができて、広報する時には、具体的に場面を想定して、マンガやイラストなどを使って、わかりやすく示すなど工夫する必要があると思います。</p>	<p>広報、周知の方法につきましては、わかりやすいものになるように、ご意見を参考に、引き続き工夫してまいります。</p>